



取引先のSDGs・ESG経営をサポート！

「京銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の取り組みについて

～本井海苔株式会社と契約を締結～



京都銀行（頭取 安井 幹也）は、本日（2024年10月31日（木））、本井海苔株式会社（代表取締役社長 本井 義造、本社 大阪府茨木市）との間で、「京銀ポジティブ・インパクト・ファイナンス」の契約を締結しましたのでお知らせいたします。

ポジティブ・インパクト・ファイナンスは、企業活動が環境・社会・経済に与える影響を包括的に分析・評価し、ポジティブな影響の増大とネガティブな影響の低減に向けた取り組みを支援するものです。

なお、本件評価およびインパクトファイナンス実施体系が国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が公表している「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合していることについて、株式会社 日本格付研究所（JCR）から第三者意見を取得しています※。

本井海苔株式会社は、「お客様から『同値であれば本井海苔』と信頼いただける企業を目指す」をスローガンに、「品質の安定した衛生的な海苔の安定供給、きめ細やかな顧客要望の対応を行うことにより、お客様を含めた利害関係者及び従業員などの満足度向上や信頼構築を図って参ります」の食品安全方針を掲げ、顧客満足向上に取り組んでいます。同社は、本ファイナンスにおいて社会・環境・経済の領域でKPIを設け、持続可能な環境・社会の実現を目指します。

当行では、今後も、地域企業のSDGs・ESG経営サポートを通じ、お客さまのさらなる発展と持続性のある地域社会の実現を目指してまいります。

※本リリースに評価書添付。

記

1. 本ファイナンスの概要

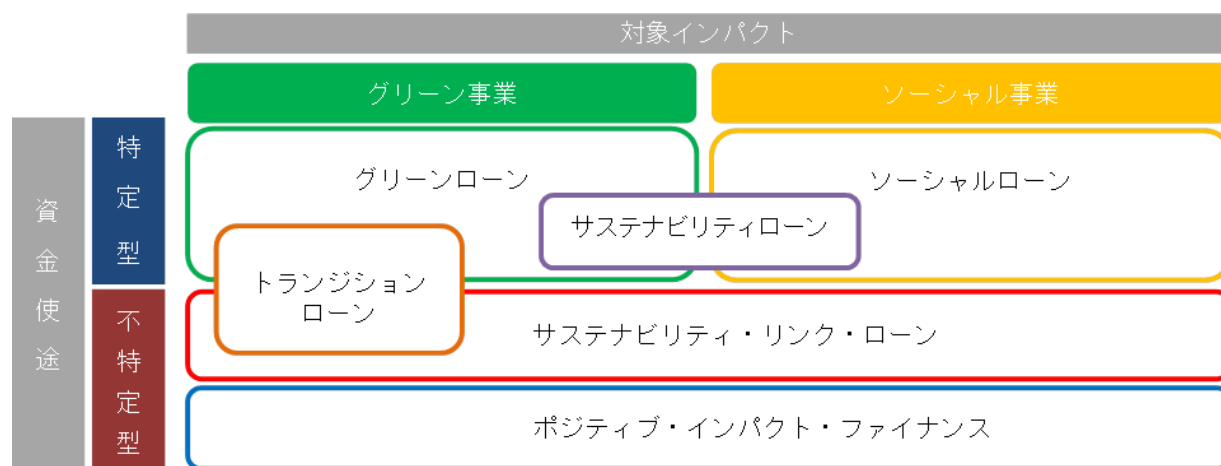
契 約 締 結 日	2024年10月31日
資 金 使 途	運転資金
モニタリング期間	3年
第 三 者 意 見	株式会社 日本格付研究所（JCR）から取得

2. 同社概要

会 社 名	本井海苔株式会社
本 社 所 在 地	大阪府茨木市島 3 丁目 1 2 番 3 5 号
代 表 者	代表取締役社長 本井 義造
設 立 年 月	1 9 7 2 年 1 1 月
事 業 内 容	焼のり、味付のり、乾のり、乾物類の販売及び加工
同 社 ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.motoi-nori.co.jp/

以 上

<ご参考> 当行が取り扱うサステナブルローンについて



京都フィナンシャルグループでは、「地域社会の繁栄に奉仕する～地域の成長を牽引し、ともに未来を創造する～」という経営理念に基づいた企業活動を行っております。今後も経営理念のより一層高いレベルでの実践である SDGs 達成に向け、地域の社会課題の解決に貢献してまいります。なお、関連するプレスリリースに SDGs の目標のアイコンを明示しております。



ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

評価対象企業：本井海苔株式会社

2024 年 10 月 31 日
株式会社京都銀行

目次

1. 本ファイナンスの内容	... 1
2. 【本井海苔】の概要	... 1
(1) 企業概要	
(2) 事業内容	
(3) 企業スローガン	
(4) 事業活動	
3. UNEP FI が掲げるインパクトレーダーとの関連性	... 13
(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs	
4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトと関連する SDGs	... 17
(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
(2) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI	
5. サステナビリティ管理体制	... 20
6. モニタリングの頻度と方法	... 20

株式会社京都銀行（以下、「京都銀行」という）は、本井海苔株式会社（以下、「本井海苔」という）に対して「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（以下、「本ファイナンス」という）を実施するにあたって、本井海苔の活動が、社会・環境・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という）の協力を得て、国連環境計画・金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及びESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則ったうえで、中小企業※1に対するファイナンスに適用しています。

※1 IFC（国際金融公社）または中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業

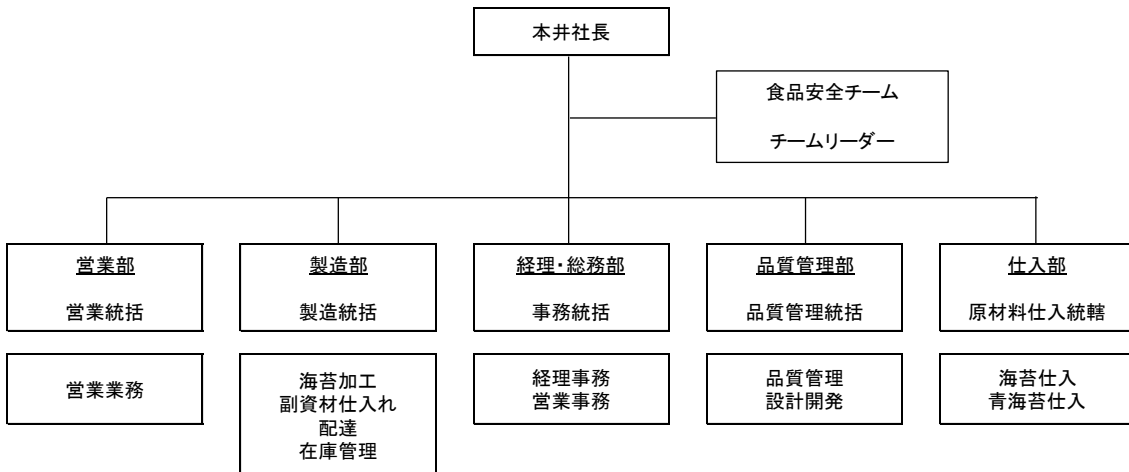
1. 本ファイナンスの内容

金額	非公表
資金使途	運転資金
契約日	2024 年 10 月 31 日
モニタリング期間	3 年

2. 【本井海苔】の概要

（1）企業概要

【企業名】	本井海苔株式会社
【代表者名】	本井 義造
【所在地】	本社 大阪府茨木市島 3 丁目 12 番 35 号 野々宮工場 大阪府茨木市野々宮 2-10-2 箕面倉庫 大阪府箕面市船場東 1 丁目 12-9 東京営業所 東京都江戸川区中葛西 5 丁目 16-13
【会社沿革】	1931 年 本井政一氏が大阪府茨木市に本井政一商店を創業 1935 年 北海道樺太に販路拡大 1937 年 台湾全土に販路拡大 1942 年 台湾に株式会社マスニヤを設立（現在は廃業） 1953 年 火入れ工場及び倉庫新築完成 1972 年 本井海苔株式会社に改組し、設立

	代表取締役の本井正範氏が就任 1977 年 低温倉庫新築完成 1993 年 本社ビル新築完成 2000 年 大阪府茨木市に野々宮工場建設 2003 年 ISO9001 認証取得（現在は ISO22000 に移行） 2005 年 大阪府箕面市に箕面倉庫取得 2006 年 野々宮工場を増設 2007 年 代表取締役社長に本井義造氏が就任 2008 年 東京都江戸川区に東京営業所を開設 2023 年 ISO22000 認証取得
【資本金】	15 百万円
【従業員数】	93 名（2024 年 9 月末現在）
【事業内容】	焼のり、味付のり、乾のり、乾物類の販売及び加工
【組織図】  <pre> graph TD A[本井社長] --- B[食品安全チーム チームリーダー] A --- C[営業部 営業統括] A --- D[製造部 製造統括] A --- E[経理・総務部 事務統括] A --- F[品質管理部 品質管理統括] A --- G[仕入部 原材料仕入統轄] C --- H[営業業務] D --- I[海苔加工 副資材仕入れ 配達 在庫管理] E --- J[経理事務 営業事務] F --- K[品質管理 設計開発] G --- L[海苔仕入 青海苔仕入] </pre> 本井海苔より資料提供	

（２）事業内容

本井海苔は、1931 年に本井政一氏（現代表取締役社長の祖父）が本井政一商店として創業以来、海苔一筋の取り扱いで 90 年以上の業歴を有する。創業当時は、茨木エリア周辺で先発の同業者が多数存在していた地域特性もあり、近場ではなく北海道や台湾など遠隔地で販路を拡大し、1942 年に台湾で味付け海苔製造会社を設立する（現在は廃業）。

<創業当時の看板>



本井海苔より資料提供

1972 年に本井正範氏（現代表取締役社長の父）が本井海苔株式会社（現社名）へ改組、設立し、2007 年に本井義造氏（以下、「本井社長」という）が 3 代目社長として就任する。以降、東京営業所の開設や ISO22000 の認証を取得（10 頁参照）するなど、販路拡大や食品安全の徹底について積極的に取り組んでいる。

海苔の用途について、当時は米菓（せんべい、あられなど）が中心であったが、現在はスーパーで取り扱うおにぎりや寿司、総菜などが中心となっている。このように、消費者のニーズへ柔軟に対応し、商品を提供し続けてきたことが、日本食文化継承の貢献にもつながっている。また、現在までに培ったノウハウは、同業他社では対応が難しい取引先からの要求事項（例、種類の異なるブレンド海苔など）への対応にも活かされており、他社とは一線を画す存在感を放っている。

本井海苔では、「海苔の安定供給」を至上命題と捉えている。海苔の原料は、有明産（福岡県、佐賀県、熊本県など）、瀬戸内海産（兵庫県、香川県、岡山県、愛媛県、徳島県、広島県など）、宮城県産が国内の主要産地とされる中、本井海苔は九州と関西に保管倉庫を用意することで、鮮度が高い海苔を確保している。また「火入れ」工程まで行って水分量を減らして乾燥させることにより、長期的に保管が可能となり、加えて 2024 年 9 月から新倉庫の稼働が開始したことで、更に海苔を保管できるキャパシティを拡張している。需給のコントロールは、まず年 1 回実施する仕入れ会議にて、昨年度の実績を踏まえて今年度の仕入量を決定する。受注は月例の会議にて、受注動向と在庫量を照らし合わせ適切に対応することで、市場への「海苔の安定供給」を実践している。

<海苔の加工工程（一例）>



京都銀行にて作成

＜本社と本社倉庫内の様子＞



＜野々宮工場＞



＜箕面倉庫＞



＜東京営業所＞



本井海苔 HP にて掲載

【製品ラインナップ（一例）】

本井海苔では、様々な用途やニーズに合わせて、「寿司・おにぎり用等」、「フィルム加工海苔」、「きざみ海苔・個包装海苔」、「青のり・アオサ・ばら干し海苔」の4つのラインアップを展開している。

寿司・おにぎり用等

焼海苔 全形



巻海苔 全形



焼海苔 三ツ切 四ツ切



焼海苔 十字四ツ切



味付海苔



本井海苔 HP にて掲載

フィルム加工海苔

おにぎり用フィルム



手巻寿司フィルム



品名・花束手巻カップ



プチ花束手巻カップ



節分用手巻寿司フィルム



花束手巻クリスマス用



本井海苔 HP にて掲載

きざみ海苔・個包装海苔

焼キザミ2mm



焼キザミ1mm



焼もみ海苔



味もみ海苔



キザミ海苔個食用



青のり粉個食用



焼海苔個食用



味付け海苔12切5枚束



味付け海苔8切5枚束



本井海苔 HP にて掲載

青のり・アオサ・ばら干し海苔

国産すじ青のり粉



国産うすば青のり粉



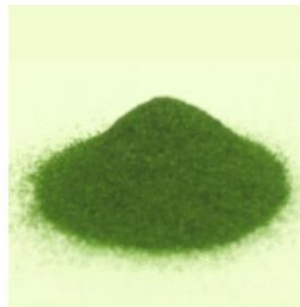
国産アオサ粉



アオサバルク



アオサパウダー



青のりパウダー



ばら干し海苔



焼ばら干し海苔



青ばら(ひとえぐさ)



すじ青のり原藻



本井海苔 HP にて掲載

(3) 企業スローガン

創業以来、「お客様から『同値であれば本井海苔』と信頼いただける企業を目指す」を企業スローガンとしている。

また、「お客様とは細く長くのお取引」を合言葉とし、顧客の経営環境や方針転換などにより、一定期間取引が途絶えた場合においても、顧客の求める情報を提供するなど、商品の取引以外でも関係性を保つことで信頼維持に努めている。

企業スローガン

「お客様から『同値であれば本井海苔』と
信頼いただける企業を目指す」

合 言 葉

「お客様とは細く長くのお取引」

 本井海苔株式会社

本井海苔より資料提供

（４）事業活動

【食品安全の取り組みについて】

食品安全方針として、「品質の安定した衛生的な海苔の安定供給、きめ細やかな顧客要望の対応を行うことにより、お客様を含めた利害関係者及び従業員などの満足度向上や信頼構築を図って参ります」を掲げている。その施策として顧客満足向上を目的に、2003年 ISO9001 の認証を取得し、2023 年には ISO22000 の認証へ移行している。

ISO22000 の運営は、本井社長をトップマネジメントに、品質管理部を主幹部とし、定期的に関催する勉強会に製造部が参加する体制としている。また、食品安全方針に整合した食品安全目標として、従業員数や食品衛生責任者の増員、食品安全に係るクレーム発生件数などを掲げ、月例会議で進捗を確認し、目標達成に向け日々取り組んでいる。

今後においても、ISO22000 の認証を継続して取得することで、PDCA のサイクルを循環させ、社内で食品安全意識を醸成・向上させる方針としている。

【社員雇用について】

海苔の製造工場は女性従業員が中心となって稼働しており、製造工程内の人員配置を決める重要な役割なども担っている。また、積極的にパート従業員の正社員登用に取り組んでおり、性別関係無く従業員が活躍できる環境の構築に努めている。

日本人社員以外にもベトナム人の技能実習生が現在 8 名在籍し、包装や梱包業務で活躍している。また、日本語能力検定や担当業務に関連する工業包装技能士の取得を推奨しており、合格の際には、受験費用は会社が負担している。

シニア人材は、ベテラン社員が長年培った知識や技能を今後も活かせるよう、60 歳の定年後も 65 歳まで定年再雇用制度を導入している。65 歳以降も、健康面に問題なく、社員側と会社側の意向が合致すれば雇用延長しており、現在 3 名が検品業務などで活躍している。

給与面において、最低賃金以上を確保しており、加えて、昨今の物価上昇局面を踏まえ、社員の生活安定を目的に、昨年より給与のベースアップ実施や業績に応じた決算賞与も支給することで、モチベーション向上などにつなげている。

<ISO22000 の認定証>



本井海苔より資料提供

【社員教育について】

各部署共通で、OJT は先輩社員によるマンツーマンの指導を基本としている。具体的に営業部を例に挙げると、初めて接点を持つ顧客と面談をする際には、事前に先輩社員とロールプレイングを実施している。実際の場面を想定した質疑応答を体験しておくことで、座学だけでは補えない実践的なスキルの習得や事前準備の大切さを学ぶ機会としている。

加えて、フォークリフト運転技能講習、食品衛生責任者、工業包装技能士など、業務に関連した知識習得の延長線上として資格取得を促しており、試験に合格した際は会社側が費用を負担している。

また、新たな試みとして、今年度に学生に向けた就業体験を実施し、本井社長自らが自社倉庫の案内や質疑応答を行うことで、働くことへの理解や就労機会の提供に貢献している。

<就業体験の様子>



本井海苔より資料提供

【労働環境について】

①働きやすい環境の構築

時間外労働は、労働基準法や 36 協定に則った管理体制としており、日頃から本井社長が時間外労働をせずとも業務が遂行するよう声掛けを行っている効果もあって、営業部や経理・総務部などではほとんど発生しておらず、2023 年実績の社内平均は毎月 3 時間以内となっている。更に今後、本社の近隣に新倉庫が稼働したことにより、従来の商品運送及び荷積みに掛かる時間の短縮が見込まれ、業務負担軽減が期待される。

休暇は、社内カレンダーに準じて週休二日制で、年間休日は 110 日を確保している。社員が働きやすい環境の構築に向け、段階的に増加させる方針としている。有給休暇の取得は、全従業員が法定取得の 5 日以上を満たしている。5 日を下回る場合は、上長から注意喚起を行うことで、確実に取得させており、2023 年実績の社内平均は全国平均 9.6 日（令和 5 年就労条件総合調査の概要、企業規模 30～99 人）と同水準で推移している。

②職場の安全衛生環境

製造工程における危険作業としては、海苔の裁断工程で使用する裁断機の鋸刃調整であり、【社員雇用について】に記載の通り、海苔の製造はパート従業員が中心であるが、必ず安全教育を受けた社員が対応することを徹底している。危険作業以外も日常から安全教育を行い、安全意識を醸成することで、過去から労働災害の発生0件を継続している。

【環境負荷低減について】

製造設備の稼働に係る電力の使用が主なエネルギー消費にあたり、繁忙期には一時的に使用量が増加するものの、年間を均してみると毎年一定の水準で推移している。本社・野々宮工場・新倉庫にはLED照明を導入することで、消費電力削減に取り組むほか、軽トラックを除く営業車はすべてハイブリッド車とすることで、CO2排出量削減に貢献している。

製造に関連した取り組みとしては、海苔のロスが発生させない仕組みを導入している。顧客の求めるサイズへ海苔を裁断加工し、余った箇所は廃棄するのではなく、きざみ海苔や海苔粉など別の商品として展開することで、フードロスの削減に貢献している。

また、海苔を保管する倉庫に特殊な形状の壁を使用している。壁表面に突起を作ることで、海苔を格納した段ボールと壁に僅かな隙間を生み、室内の空気を循環させる仕組みとなっている。同様に、段ボールの下にパレットを敷くことで空気をより循環させ、効率よく保冷している。

なお、火入れ・焼き加工などの製造工程で発生する廃水は適切に処理されており、廃棄物は海苔の格納に使用する段ボールや梱包材が中心で、外部業者を通じて適切に処理されている。

<倉庫に使用する特殊形状の壁とパレット配置の様子>



本井海苔より資料提供

3. UNEP FI が掲げるインパクトレーダーとの関連性

本ファイナンスでは、本井海苔の事業を国際標準産業分類における「魚類、甲殻類、軟体動物の加工及び保存」に分類した。その前提の下で UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果を踏まえ、事業活動等を鑑みた最終的なインパクトエリア/トピックは下図の通りとなった。

インパクト カテゴリー	インパクトエリア	インパクトトピック	インパクト	
			ポジティブ	ネガティブ
社会	人格と人の安全保障	紛争		
		現代奴隷		
		児童労働		
		データプライバシー		
		自然災害		
	健康および安全性	ー	●	●
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水		
		食料	●	
		エネルギー		
		住居		
		健康と衛生		
		教育	●	
		移動手段		
		情報		
		コネクティビティ		
		文化と伝統	●	
		ファイナンス		
	生計	雇用	●	
		賃金	●	
		社会的保護		●
	平等と正義	ジェンダー平等		●
		民族・人種平等		●
		年齢差別		●
		その他の社会的弱者		
社会 経済	強固な制度・平和・安定	法の支配		
		市民的自由		
	健全な経済	セクターの多様性		
		零細・中小企業の繁栄	●	
	インフラ	ー		
	経済収束	ー		
環境	気候の安定性	ー		●
	生物多様性と生態系	水域		
		大気		
		土壌		
		生物種		
		生息地		
	サーキュラリティ	資源強度	●	●
		廃棄物	●	●

(1) ポジティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
健康および安全性 食料 教育	・ 食品安全方針の下、ISO22000 の認証を取得し、PDCA サイクルの循環により、食品安全意識を醸成・向上 ・ 従業員数や食品衛生責任者の増員、食品安全に係るクレーム発生件数など、食品安全方針に整合した食品安全目標の設定と月例会議による進捗確認	  
教育	・ 先輩社員によるマンツーマンの OJT 指導	 
文化と伝統	・ 消費者のニーズへ柔軟に対応し、商品を提供し続けたことで日本食文化の継承に貢献	
賃金	・ 社員の生活安定を目的に給与のベースアップを実施	
零細・中小企業の 繁栄	・ 消費者のニーズへ柔軟な対応と商品を提供し続けたことにより培ったノウハウを活かし、同業他社では対応困難な要求事項にも対応が可能 ・ 「海苔の安定供給」を至上命題に、海苔の国内主要産地に保管倉庫を確保、新倉庫稼働による保管能力の拡張、仕入れ会議・月例会議により需給を管理し、市場への安定供給に貢献	 
資源強度 廃棄物	・ 海苔の裁断後、余った箇所はきざみ海苔や海苔粉など別の商品として展開することで、フードロスの削減に貢献	 

(2) ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
健康および安全性	・新倉庫稼働による商品運送及び荷積みに掛かる時間を大幅に短縮し、業務負担を軽減 ・社内カレンダーによる社内休日の設定と段階的な社内休日の増加 ・日常から安全教育を実践するほか、危険作業である海苔の裁断機の鋸刃調整は、安全教育を受けた社員が担当することを徹底	
気候の安定性	・本社・野々宮工場・新倉庫は全て LED 照明を導入済み ・軽トラックを除く営業車はすべてハイブリッド車を導入済み	 
資源強度	・海苔を保冷する倉庫に特殊な形状の壁や海苔を格納した段ボールの下にパレットを設置し、室内の空気を循環させ効率よく保冷	 
廃棄物	・廃棄物は段ボールや梱包材が中心で、外部業者を通じて適切に処理	 

(3) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックとその内容、関連する SDGs

インパクト エリア/トピック	内容	関連する SDGs
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 民族・人種平等 社会的保護	・ 日本語能力検定や工業包装技能士などを取得の際は、会社が受験費用を負担	 
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) ジェンダー平等	・ パート従業員の正社員登用を積極的に取り組むことで、安定的な採用活動の実現や性別関係無く従業員が活躍できる環境を構築	  
(ポジティブ) 雇用 (ネガティブ) 年齢差別	・ 60 歳の定年後も定年再雇用制度により勤務可能	 

インパクトの特定にあたっては、UNEP FI から公表されているインパクトレーダー及びインパクト分析ツールを活用した独自の評価ツールを使用しているが、発出したネガティブインパクトのうち、本井海苔のインパクトと特定しなかったもの及び理由は以下の通りである。

ネガティブインパクト

「食料」、「賃金」、「水域」

事業活動において、生活習慣病などにつながりかねない食品向けに海苔の製造は行っていないことから「食料」を、製造工程で発生する廃水は適切に処理していることから「水域」を、また、最低賃金以上の給与水準を確保していることから「賃金」のネガティブインパクトを特定しない。

4. 本ファイナンスで KPI を設定したインパクトと関連する SDGs

本井海苔は京都銀行と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、「KPI」という）と関連する SDGs を設定した。

（１）ポジティブなインパクトエリア/トピックによる KPI

特定したインパクトエリア/トピックと KPI①	
インパクト エリア/トピック	健康および安全性 食料 教育
取り組み、施策等	・ 食品安全方針の下、ISO22000 の認証を取得し、PDCA サイクルの循環により、食品安全意識を醸成・向上 ・ 従業員数や食品衛生責任者の増員、食品安全に係るクレーム発生件数など、食品安全方針に整合した食品安全目標の設定と月例会議による進捗確認
設定した KPI	・ 2027 年まで、ISO22000 の認証を継続して取得する ・ 2027 年まで毎年、食品安全にかかるクレーム発生 0 件を継続する（直近年：発生 0 件） ・ 2027 年までに、食品衛生責任者の資格を 1 名以上が取得する。新入社員についても食品衛生責任者の資格取得を目指す（資格取得は、製造部所属の社員が対象）（資格取得者：4 名、かつ対象者全員が取得している）
＜関連する SDGs＞ ターゲット 2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。 ターゲット 4.4 2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。 ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。	
  	

特定したインパクトエリア/トピックと KPI②

インパクト エリア/トピック	零細・中小企業の繁栄
取り組み、施策等	・「海苔の安定供給」を至上命題に、海苔の国内主要産地に保管倉庫を確保、新倉庫稼働による保管能力の拡張、仕入れ会議・月例会議により需給を管理し、市場への安定供給に貢献
設定した KPI	・ 2027 年まで、海苔の在庫切れ発生ゼロを継続する (過去、発生ゼロ)
<関連する SDGs> ターゲット 2.1 2030 年までに、飢餓を撲滅し、全ての人々、特に貧困層及び幼児を含む脆弱な立場にある人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにする。	



特定したインパクトエリア/トピックと KPI③

インパクト エリア/トピック	資源強度 廃棄物
取り組み、施策等	・ 海苔の裁断後、余った箇所はきざみ海苔や海苔粉など別の商品として展開することで、フードロスの削減に貢献
設定した KPI	・ 2027 年まで、海苔の端材における別商品への転用を継続する
<関連する SDGs> ターゲット 11.6 2030 年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 ターゲット 12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。 ターゲット 12.5 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	



(2) ポジティブ・ネガティブなインパクトエリア/トピックによる KPI

特定したインパクトエリア/トピックと KPI④		
インパクト エリア/トピック	雇用	年齢差別
取り組み、施策等	・パート従業員の正社員登用を積極的に取り組むことで、安定的な採用活動の実現や性別関係無く従業員が活躍できる環境を構築 ・60歳の定年後も定年再雇用制度により勤務可能	
設定した KPI	・2027 年まで毎年、総従業員を 4 名以上増員する (直近 3 年間 : 3 名増員)	
<関連する SDGs> ターゲット 5.1 あらゆる場所における全ての女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 ターゲット 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。 ターゲット 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。 ターゲット 10.2 2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。		  

5. サステナビリティ管理体制

本井海苔が本ファイナンスに取り組むにあたり、本井社長が中心となって自社の事業活動を棚卸し、インパクトレーダーや SDGs との関連性について検討したうえで KPI を設定した。

本ファイナンス実行後においては、本井社長が最高責任者となり、KPI 達成に向けた活動及び進捗管理を行っていく。

6. モニタリングの頻度と方法

本ファイナンスで設定した KPI の達成及び進捗状況については、京都銀行と本井海苔の担当者が定期的に会合の場を設け、共有する。会合は少なくとも年に 1 回実施するほか、日頃の情報交換や営業情報の場を通じて実施する。

京都銀行は KPI 達成に必要な資金及びその他ノウハウの提供、あるいは京都銀行の持つネットワークから外部資源とマッチングすることで、KPI 達成をサポートする。

以 上

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、京都銀行が本井海苔から依頼を受けて作成したものです。
2. 京都銀行は、本井海苔から供与された情報と、京都銀行が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、JCR から、本ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社京都銀行

法人総合コンサルティング部 森本 奨吾

〒600-8652

京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 700 番地

TEL (075) 361-2293

第三者意見書

2024 年 10 月 31 日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

本井海苔株式会社に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社京都銀行

評価者：株式会社京都銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、京都銀行が本井海苔株式会社（「本井海苔」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、京都銀行による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。京都銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、京都銀行にそれを提示している。なお、京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、PIF 原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大会社以外の企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目

- 的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。
- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることから、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
 - ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

京都銀行は、本ファイナンスを通じ、本井海苔の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、本井海苔がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

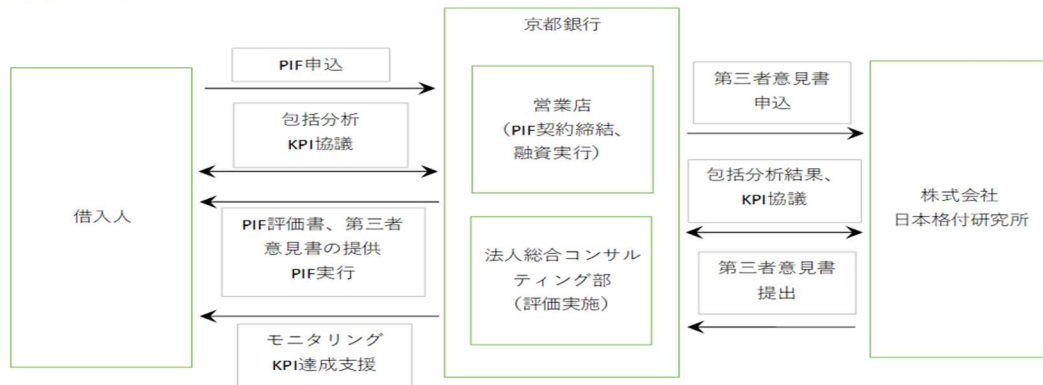
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、京都銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016 年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 京都銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：京都銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、京都銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、京都銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て京都銀行が作成した評価書を通して銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、京都銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクト

トが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である本井海苔から貸付人である京都銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で对外公表も検討していくこととしている。

-
- 要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの
 - 要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの
 - 要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの
 - 要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの
-

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。



JCR Sustainable
PIF for SMEs

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

望月 幸美

望月 幸美

担当アナリスト

間場 紗壽

間場 紗壽

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー登録
- ・ICMA (国際資本市場協会)に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル